

第3期上川町子ども・子育て支援事業計画の一部変更について

令和8年2月 上川町保健福祉課

1. 計画変更の経緯

第3期上川町子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）は、子ども・子育て支援法に基づく、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保とその他業務の円滑な実施に関する計画です。

国において、未就園児を含むすべての子どもに保育等を利用する機会を確保することを目的として「子ども誰でも通園制度」が創設され、令和6年度からのモデル事業を経て、令和8年度より制度化されることとなりました。これに加え、本町において実施してきた一時預かり事業についても、施設の運営実態を踏まえ、一般型から余裕活用型へ見直す必要が生じています。

これらの制度改正及び事業内容の変更に対応するとともに、計画に記載されている既存の数値及び文言の整理・修正を行うため、事業計画の一部変更を行います。

2. 計画変更の内容

(1) 一時預かり事業 [19 ページ]

令和7年度までは認定こども園において、在園児を対象とする「幼稚園型」と在園児ではない3歳未満の乳幼児を対象とする「一般型」に区別して実施しておりましたが、令和8年度より認定こども園運営体制を強化することに伴い「一般型」から「余裕活用型」へ移行し、更なる児童の福祉の向上を図ります。

- 「一般型」の中に新たに「余裕活用型」を追加。

令和8年度以降を「余裕活用型」とし、量の見込み、確保方策の値を変更。

単位：人（年延）						単位：人（年延）					
区分	R7	R8	R9	R10	R11	区分	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	1,000	<u>900</u>	<u>800</u>	<u>800</u>	<u>800</u>	量の見込み	1,000	<u>180</u>	<u>180</u>	<u>180</u>	<u>180</u>
確保方策	1,000	<u>900</u>	<u>800</u>	<u>800</u>	<u>800</u>	確保方策	1,000	<u>180</u>	<u>180</u>	<u>180</u>	<u>180</u>
		一般型					一般型	余裕活用型			

(2) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） [22 ページ]

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）は、全てのこどもの育ちを応援し支援を強化する観点から、令和6年法改正により「乳児等のための支援給付」として創設、法定給付化された制度です。

第3期当初企画より当事業の項目の設置を行っていましたが、実施準備の段階で保育ニーズ量について現計画に比べて若干の変動がみられたことから、内容の見直しを実施することとしました。

- 量の見込み、確保方策の値を変更。

単位：人（日延）						単位：人（日延）					
区分	R7	R8	R9	R10	R11	区分	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	<u>10</u>	<u>10</u>	<u>10</u>	<u>10</u>	<u>10</u>	量の見込み	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>3</u>
確保方策	0	<u>10</u>	<u>10</u>	<u>10</u>	<u>10</u>	確保方策	0	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>3</u>

(3) その他の修正

[17 ページ] 3号認定のR6年度における実績値を修正 「27」>>>「20」

[17 ページ] 3号認定のR6年度における実績値を修正 「14」>>>「21」

[18 ページ] 放課後児童健全育成事業のR6年度における実績値を修正 「37」>>>「33」

[19 ページ] 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）のR6年度における実績値を修正 「2,339」>>>「2,319」

[19 ページ] 一時預かり事業（一般型）のR6年度における実績値を修正 「840」>>>「831」

[21 ページ] 妊産婦に対する健康診査のR6年度における実績値を修正 「8」>>>「9」 / 「119」>>>「122」

[21 ページ] 乳幼児家庭全戸訪問事業のR6年度における実績値を修正 「10」>>>「9」